

令和3年第10回菊池市教育委員会会議録

日時 令和3年10月21日(木)午後1時30分
場所 キクロス大研修室
出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育部長	木 下 徳 幸
教育審議員	久 保 敦 嗣
学校教育課長	村 田 義 喜
生涯学習課長	古 庄 和 彦
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	富 田 信 幸
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	木 村 誠 希
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博

17 / 17人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
 - 議案第30号 菊池市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について(学校教育課)
 - 議案第31号 菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について(学校教育課)
 - 議案第32号 菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について(学校教育課)
 - 議案第33号 菊池市教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について(学校教育課)
 - 議案第34号 菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について(生涯学習課)
 - 議案第35号 菊池市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について(生涯学習課)

- 議案第36号 菊池市木のふれあい館条例の一部を改正する条例の制定について（生涯学習課）
- 議案第37号 菊池市隈府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定について（生涯学習課）
- 議案第38号 菊池市隈府一番地複合施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（生涯学習課）
- 議案第39号 菊池市地域食材交流センター条例の一部を改正する条例の制定について（生涯学習課）
- 議案第40号 菊池市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について（生涯学習課）
- 議案第41号 菊池市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について（生涯学習課）
- 議案第42号 菊池市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（生涯学習課）
- 議案第43号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について（公民館）
- 議案第44号 菊池市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（公民館）
- 議案第45号 菊池市新村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について（公民館）
- 議案第46号 菊池市自治公民館整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について（公民館）
- 議案第47号 菊池市斑蛇口湖ボート場条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第48号 菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第49号 菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第50号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第51号 菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第52号 菊池市営弓道場条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第53号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第54号 菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第55号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第56号 菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第57号 菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第58号 菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）
- 議案第59号 菊池市旭志B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制

定について（社会体育課）

議案第60号 菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について（社会体育課）

議案第61号 菊池市いじめ防止基本方針の改定について（学校教育課）

5. 報告案件

報告第26号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2021年9月末現在）（学校教育課）

報告第27号 令和3年度「全国学力・学習状況調査」結果分析及び考察について（学校教育課）

6. その他

7. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

令和3年11月22日（月）13：30～ キクロス大研修室

開会

音光寺教育長 皆さん、御起立をお願いします。

ただいまから、令和3年第10回菊池市教育委員会議を開会いたします。

よろしくをお願いします。

では、会議次第に従い、会議録の承認についてを議題とします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和3年第9回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議がありませんので、令和3年第9回菊池市教育委員会の会議録については承認することに決定します。

次に、教育長の報告を議題とします。私より報告をさせていただきます。1枚の資料があると思います。よろしくをお願いします。

まず、動静について、9月24日、菊池市議会の本会議が閉会されました。

花房小、戸崎小の運動会が、25日。

26日に、泗水東小、泗水西小が予定どおり行われております。

28日、第1回学校衛生委員会を開いております。この中では、教職員のメンタルヘルスに関するアンケート調査をするということが議題になっております。

9月29日、行政改革推進本部が行われました。

また、総合防災訓練ということで、ここの庁舎で防災訓練、消防訓練がありました。また、市内教頭会議が行われています。

10月2日土曜日は、県中体連陸上大会が行われました。

熊本県人権教育研究大会が、2日、3日で行われております。

10月5日火曜日は、定例教育長会議がありました。また、庁議もあっております。

10月6日、菊之池小学校の総合訪問でしたけれども、新型コロナの感染の影響によって延期ということになりました。

10月7日木曜、七城中学校のB訪問ということで、予定どおり実施いたしました。子供たちが非常に真剣に学習に向かう姿が見られております。落ち着いた学校の雰囲気でありました。

菊池郡市英語暗唱大会は、中止となっております。

10月8日金曜日に、市内小中学校前期終業式が行われました。

10月9日の熊本県人権子ども集会は、オンデマンドということで、この日以降にということで、通知が来ているところでございます。

10月11日、教育部事業進行ヒアリングを行いました。

12日、きくちの泉こども文庫基金寄附贈呈式が行われております。このことについては、後ほどお話をいたします。

10月14日木曜日、市内小中学校の後期始業式でございました。

15日が、市内小中学校長会議を行いました。夜に、大迫集会所合同学習会を

行っております。

18日月曜日、地域学校協働活動推進員研修会が行われました。菊之池小学校と七城中学校の実践発表をしていただきました。非常に優れた取組をされていると感じたところです。

10月19日は、庁議が行われています。

10月20日、泗水西小学校総合訪問の予定でしたが、新型コロナの影響で、これもまた延期になっております。

10月21日水曜日、本日が教育委員会議ということになっております。

では、2番目の管内教育長会議からですが、鈴嶋所長から管理職選考第2次選考について、教頭選考、校長選考の内容についてお話がありました。

令和3年度下期の学力向上に向けた取組ということで、これはチームとしてしっかり取り組んでいただきたいということと、県のホームページにアップされていることを活用していただきたいということでした。

2番目の小森管理主事からは、教職員の事故防止・不祥事防止についてお話がありまして、不祥事が今年度はゼロということで、大変感謝しているとおっしゃっております。

管理職選考の2次考査の結果について報告がありました。

条件附採用教職員につきましては、事務職員と養護教諭が半年で本採という方で、菊池市の方につきましては、全て正式採用が決定したということですので、その後の指導もお願いしたいということでした。

教職員不足解消に向けての手だてということで、今、再任用として退職された先生方が40%ぐらいなので、非常に欠員が多いということで、来年は再任用の数を60%ほどに上げたい。そのため、退職される方に再任用を希望するようにお願いしたいということをおっしゃっていました。

来年、中学校1年生の35人学級編制については、次年度もこの予定ですということでした。

3番目の笠指導課長については、新型コロナウイルス感染症の状況ということで、8月、9月非常に増えているということで、危機感を持って対応していただきたいというお話でした。

学力・授業力向上に向けた今後の取組について、計画的に行ってほしいということをおっしゃいました。

教育課程については、新型コロナの影響でオンラインによる授業につきましては、指導要録の別紙のほうに記入するよということの指導がありました。

では次に、3番目の市内小中学校長会議での連絡事項です。

はじめにということで、きくちの泉こども文庫基金に寄附があります。3月に水の駅の岩本勝利様より1,000万円、10月に八方建設の前川浩志さんより1,000万円の寄附があります。この2,000万円は子供の読書活動推進事業に活用することにしております。今後は、新しい図書の購入とか、作家さんを読んで読書活動の啓発等に計画的に活用していくというふうに考えているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の状況についてを報告しております。

教職員の欠員解消についてですけれども、市の職員とか非常勤職員の意向を調査しまして、臨採をしていただける方向で今から調整をしていくということで話をしております。

2番目の学力向上につきましては、家庭学習の習慣化と学習の充実をお願いしたい。それと、英検の積極的な受検をお願いしているところです。

3番目のいじめ・不登校対策については、いじめ防止基本方針の見直しということで市のほうもしておりますので、学校のほうもしていただきたい。詳しいことは、後ほど指導主事のほうから報告があります。

4番目の人権教育・啓発の充実について、人権子ども集会在オンラインでありますので、それを学校だけでなく、学年、学級等でも活用していただきたいということをお話ししております。

5番目の教職員の不祥事防止については、交通事故、また、まん延防止等が全て解除されましたので、飲食するに当たっても、飲酒運転等は絶対起こさないようにお願いしたところです。

6番目の働き方改革の推進については、事務職員と技術職員との36協定をまだ結んでおりませんでしたので、これを各学校で結んでいただくようお願いしました。

また、部活動指導員についても、今後活用していきたいということをお話ししました。

その他としましては、児童生徒の作品を公民館に展示する方向で今、考えております。吉川公民館長ともお話をして、今、コロナで保護者も学校に入れられないような状況ですので、子どもが作成しました習字や絵画等、そういったものを公民館で展示できないかと。そのことによって、保護者やご家族も見るようになるようになりますので、その方向で今、取り組んでいるということでございます。

次に、4番目の今後の予定ですけれども、明日22日に、中体連駅伝大会、菊池郡市があります。あと、阿蘇青少年交流の家の職員研修のほうで、私がE S Dの取組について、話をする予定にしております。

23日土曜日が、泗水小学校の運動会。

25日月曜日が、校長面接。

27日水曜日が、花房小学校の研究発表会になっております。

28日が、校長面接。

29日金曜日が、菊池北小学校のB訪問と校長面接を行います。

31日が、隈府小学校の運動会。

11月1日が、校長面接。

2日が庁議。

11月4日が、菊池南中学校の総合訪問が入っております。市内小学生の演劇教室を昨年度できませんでしたので、3年生、4年生を対象に2日間で10校行うようにしております。

5日が、市の研究主任研修会です。

1 1月6日土曜日が、部落解放第33回熊本県研究集会。オンデマンドで行われます。

8日月曜日が、菊池市読書感想画審査が入っております。熊本大学大学院のほうから菊池南中学校のESDの取組について視察をしたいということで、大学院生が30名ほどおいでになるそうです。

1 1月9日火曜日が、教育長・校長合同会議で、私がB&Gの全国教育長会議のほうに出席しまして、菊池市のSDGsの取組について発表する予定になっております。

1 1月12日金曜日が、泗水東小学校の研究発表会。県中体連駅伝大会が予定されております。

1 3日土曜日が、旭志小学校の運動会。

1 4日が、防災訓練。

1 6日が、庁議。

1 8日が、市内小中学校長会議。それと、全国市町村教育委員会オンライン会議が予定されています。

1 9日金曜日が、市長の定例記者会見。

2 1日日曜日が、読書ミリオネア表彰が予定されております。

2 2日月曜日が、菊池市教育委員会議でございます。

以上、私のほうから報告をいたします。

ただいまの私の報告について、何か質疑等ありませんでしょうか。

渡邊委員 一つ、確認をよろしいですか。

音光寺教育長 渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 日程で、11月4日が菊池南中の総合訪問で、僕の手帳では2日になっていたんですが、日程が変わったんですかね。

音光寺教育長 すみません、年度初めの予定では2日になっていたんですけども、1、2日が県の共通テストがありますので、4日に変更ということです。すみません、申し訳ありません。

渡邊委員 いえ、承知してたかもしれませんが、4日ということですね。分かりました。

音光寺教育長 すみません、あと1点、補足があります。

動静についての、10月9日土曜日に、菊之池小学校の運動会がこの日に延期になって実施されております。すみません、そこが抜けておりました。よろしくお願ひします。

では、ほかにありますでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

では次に、議事案件に入りたいと思います。

本日は、たくさんありますので、課ごとに一括した議題といたします。

では、議案の第30号から議案第33号の学校教育課案件を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

村田課長、よろしくお願いします。

村田学校教育課長 改めまして、こんにちは。学校教育課でございます。

現在、全庁的な取組としまして、各課の条例、規則等の見直しをしております。その見直し部分に修正をかけた上で、12月の議会に上程する準備を進めているところでございます。

教育委員会におきましても、12月の上程に向けまして、事前に教育委員会議の承認を得るために、今会議の各課からの議案の提案となったところであります。

学校教育関係は、議案第30号から第33号までの4議案でございます。

4議案とも、条例の修正につきましては、文言整理のための条例の改正でございます。

提出日、附則、提案理由としましては、文言整理のため、条例を改正する必要があるということで、4議案とも同じでございます。

つきまして、議案第30号でのみ説明をし、あとの議案については説明を省略し、議案ごとに新旧対照表によって説明をしたいと思っております。

まず、最初に、議案第30号、菊池市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について、説明をいたします。

提案理由としましては、文言整理のため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

提出日は令和3年10月21日でございます。

議案書3ページの新旧対照表を御覧ください。

訂正しますところは、第2条の寄附金の「付」の字でございます。これをごとへんのついた「附」に改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するというふうにしております。

次に、議案第31号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書6ページの新旧対照表を御覧ください。

設置に関する第1条の中に「第49条」とありますが、それを「第49条において準用する同法第38条」に改正をするものでございます。

次に、議案第32号、菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の9ページの新旧対照表を御覧ください。

貸付の資格に関する第2条第1項、第3号、第4号でございます。

第3号は、就学の困難な者の「就学」を、修めるの字の「修学」に改めます。

第4号につきましては、「日本学生支援機構」を「独立行政法人日本学生支援機構」とするものでございます。これは、日本学生支援機構が独立行政法人化されたことによるものでございます。

最後に、議案第33号、菊池市教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の12ページの新旧対照表を御覧ください。

処分に関する第6条の「第4条第1項」の後に、「各号」の2文字を追加するものでございます。これは4条に各号が明記されておりますので、第6条にも各号を明記するものでございます。

以上で、学校教育課分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について質疑及び御意見等はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では質疑もないようですので、採決いたします。

議案第30号から議案第33号は、原案のとおり可決することに御異議はありませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第30号から議案第33号は原案のとおり可決することに決定いたします。

では、続きまして、議案第34号から議案第42号の生涯学習課案件を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

古庄課長。

古庄生涯学習課長 改めまして、こんにちは。生涯学習課でございます。

先ほどの学校教育課と同じ理由によって、今回改正するものでございます。

本課につきましては、議案第34号から議案第42号までの9議案を一括して御説明させていただきます。

まず、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第34号、菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について。

菊池市市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

提案理由としましては、文言整理のため、条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案の提出理由でございます。

この提案理由につきましては、先ほどの議案第34号から第42号まで、全て同じ提案理由になっておりますので、次号から説明のほうを省略させていただきます。

ます。

内容につきましては、15ページをお願いいたします。新旧対照表になります。
第8条中「前条」を「前条第1項」に改めます。

それから、第12条中「、別表第3及び別表第4」を「から別表第4まで」に改めます。

第17条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

それから、第20条第3項中「場合は、」を「場合における」に。それから、「、第10条第1項、第11条」を「から第11条まで」にします。

それから、「第18条の規定」を「第18条の規定の適用については、これらの規定（第10条第2項を除く。）」に改める。

続きまして、16ページをお願いいたします。

「と読み替えるもの」を削りまして、同条第4項及び第5項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

それから、第22条第2項中「、別表第3及び別表第4」を「から別表第4まで」に改め、同条第3項「利用料」を「利用料金」に改める。

別表第4、備考中「(昭和23年法律第178号)」を削るものでございます。

なお、施行開始日につきましては、議案第34号から42号まで、全て公布の日から施行することとしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

議案第35号、菊池市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

内容につきましては、21ページをお願いいたします。新旧対照表になります。

まず、第2条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

続いて、第5条中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

続いて、第10条第4号及び第11条第1号中「利用」を「使用」に改める。

22ページをお願いいたします。

第14条中「菊池市訓令」を「訓令」に、それから、「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

それから、第15条第1項につきましては、右側の改正案の記載のとおり内容を改めます。

23ページをお願いいたします。

第15条第2項を削る。

それから、別表中「別表」を「別表（第6条関係）」に改める。

24ページから33ページまでにつきましては、様式を改めるものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

議案第36号、菊池市木のふれあい館条例の一部を改正する条例の制定について。

内容につきましては、36ページ新旧対照表をお願いいたします。

第5条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改めるものでございます。続きまして、37ページをお願いいたします。

議案第37号、菊池市隈府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定について。

内容につきましては、39ページの新旧対照表をお願いいたします。

第8条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第17条第1項中「第8条」を「第10条第1項」に改める。

第20条第3項中「場合は、」を「場合における」に。それから「、第9条、第10条第1項、第11条」を「から第11条まで」に。「第17条第2項及び第18条の規定」を「第17条及び第18条第1項の規定の適用については、これらの規定（第10条第2項を除く。）」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

40ページをお願いいたします。

同条第4項及び第5項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第22条第2項中「別表」を「別表第3及び別表第4」に改めるものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

議案第38号、菊池市隈府一番地複合施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

内容につきましては、51ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条第1項中「を利用し」を「の利用許可を受け」に改める。

第4条第2項中、平仮名の「うけた」を漢字の「受けた」に改める。

第5条中「第10条」を「第10条第1項」に、「若しくは」を「又は」に改める。

51ページから52ページにかけての第13条第1項につきましては、右側の改正案の記載のとおり内容を改めます。

52ページの第13条第2項を削るものでございます。

53ページから63ページまでは、様式を改めるものでございます。

64ページをお願いいたします。

議案第39号、菊池市地域食材交流センター条例の一部を改正する条例の制定について。

内容につきましては、66ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第6条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第11条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改めるものでございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

議案第40号、菊池市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について。

内容につきましては、69ページの新旧対照表をお願いいたします。

第4条「構成施設の」の次に「設置及び」を加えるものでございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。

議案第41号、菊池市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について。内容につきましては、72ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条第1項中「前条」を「第1条」に改める。

第4条第5項中「前項」を「第1項」に改める。

第14条に、見出しとして「(公開による所在変更)」を追加する。

第17条第5項中「前項」を「第1項」に改める。

73ページをお願いいたします。

同条第6項中「保護者」を「保持者」に改める。

第24条第4項中「第5条第4項及び」を「同条第4項及び」に改めるものでございます。

最後に、議題と別冊になっております当日配布資料をお願いいたします。

こちらにつきましては、ほかの議案と一緒にお配りすることができずに申し訳ございませんでした。

それでは、1ページ、議案第42号、菊池市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

内容につきましては、23ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条中「及び第28条第2項」を「(条例第23条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。)」に改める。

第3条中「及び第23条第2項」を「(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)」に改める。

第5条中「及び」を「若しくは」に改める。

第6条第1項中「第6条第2項」の次に「(条例第26条及び第33条において準用する場合を含む。)」を加える。

24ページをお願いいたします。

第7条第1項中「第7条第1項及び第2項」を「第7条(条例第26条及び第33条において準用する場合を含む。)」に、「所有者」を「所有者等」に改める。

第8条中「第8条」の次に「(条例第26条及び第33条において準用する場合を含む。)」を加える。

第12条第1項中「の規定による有形文化財及び条例第26条の規定による民俗文化財又は条例第33条の規定による指定史跡、名勝若しくは天然記念物を修理しようとするとき」を「(条例第26条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による修理の届出」に改める。

25ページをお願いいたします。

第14条第1項中「(以下「無形文化財」という。)」を削る。

第16条第2項第2号中「委員会」を「教育委員会」に改める。

26ページから最後の48ページまでは、様式を改めるものでございます。

以上、生涯学習課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

音光寺教育長 では、今の議案第34号から議案第42号までの中で御質問等ありましたら、よろしく申し上げます。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第34号から議案第42号は、原案どおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第34号から議案第42号は、原案どおり可決することに決定いたします。

では、続きまして、議案第43号から議案第46号の公民館案件を一括議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

古庄課長。

古庄生涯学習課長 菊池市公民館でございます。本課につきましては、議案第43号から議案第46号までの4議案を一括して御説明いたします。

まず、議案書の74ページをお願いいたします。

議案第43号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。

菊池市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

提案理由としましては、菊池市例規の見直しに伴い、文言等の整理を行う必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。

この提案理由につきましては、議案第46号を除きます議案第43号から議案第45号まで同じ理由になりますので、次号からの説明を省略させていただきます。

内容につきましては、76ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第19条第3項中「第18条の規定」を「前条の規定の適用については、これらの規定」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

別表第2中「2532番地」を「2532番地1」に、「1607番地」を「1596番地1」に、「600番地」を「645番地1」に改めるものでございます。

なお、施行開始につきましては、議案第43号から議案第46号まで、全て公布の日から施行することとしております。

続きまして、77ページをお願いいたします。

議案第44号、菊池市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

内容につきましては、79ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第7条中「第6条」を「前条」に改めるものでございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

議案第45号、菊池市新村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の

制定について。

内容につきましては、82ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第14条第3項中「場合は、」を「場合における」に、「第9条第1項、第10条」を「から10条まで」に、「第13条の規定」を「前条の規定の適用については、これらの規定（第9条第2項を除く。）」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

83ページをお願いいたします。

同条第4項及び第5項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第15条第4号中「前各号」を「前3号」に改めるものでございます。

最後に、84ページをお願いいたします。

議案第46号、菊池市自治公民館整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について。

提案理由としましては、先ほどまでと異なりまして、自治公民館整備補助金の事務の適正化を行うに当たり、要綱の一部を改正する必要がある。これが、要綱案を提出する理由でございます。

内容につきましては、86ページの新旧対照表をお願いいたします。

第6条におきまして、自治公民館整備補助金の次年度の申請につきましては、これまで9月末日までに申請しなければならないとしておりましたが、庁内の事務手続、これは次年度の予算要求になりますけれども、その時期が早まりましたので、この要求に反映させるために、8月末日までに申請を1か月早めるように改めるものでございます。

以上、公民館の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第43号から議案第46号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第43号から議案第46号は原案どおり可決することに決定いたします。

では続きまして、議案第47号から議案第60号の社会体育課案件を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

倉原課長。

倉原社会体育課長 社会体育課です。よろしくお願いいたします。

社会体育課におきましても、先ほどまでの説明の2課と同様の理由により改正するものでございます。

それでは、議案第47号から第60号までを一括して、新旧対照表により御説明申し上げます。

まず、最初のほうは全部読み上げます。

87ページをお開きください。

議案第47号、菊池市斑蛇口湖ボート場条例の一部を改正する条例の制定について。

提出は、令和3年10月21日。提案理由としましては、文書整理のため、条例の一部を改正する必要がある。これが、条例案を提出する理由です。

では、新旧対照表にて御説明申し上げます。89ページをお願いします。

第8条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第9条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第16条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第17条ただし書中「市長」を「教育委員会」に改め、18条第3項中、中段の「場合は、第7条、第9条、第10条第1項、第11条、第16条第2項及び第17条の規定」を「場合における第7条、第9条から第11条まで及び第16条第2項の規定の適用については、これらの規定（第10条第2項を除く。）」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第19条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

なお、ただいま御説明しました議案第47号を含め、第60号まで、提案日、提案理由及び施行の開始日は同文となりますので、48条以下の説明の際には省略させていただきます。

次に、91ページをお願いします。

議案第48号、菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表は、93ページをお願いいたします。

第5条及び第10条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

続きまして、議案第49号、菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表は、96ページとなります。

第6条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第10条第2項各号を削る。

第11条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

別表第2中「、第11条」を削るとしております。

次に、議案第50号、菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定に

ついて。

新旧対照表の100ページをお願いいたします。

第6条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第11条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

別表第2中「、第11条」を削るとしております。

続きまして、議案第51号、菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表の103ページをお願いいたします。

第5条及び第10条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改めるとしております。

続きまして、議案第52号、菊池市営弓道場条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表は、106ページになります。

第6条及び第11条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第15条第3項中「場合は、第6条、第7条第1項、第8条及び第9条の規定」を「場合における第5条、第7条から第9条まで及び第13条の規定の適用については、これらの規定（第8条第2項を除く。）」に、「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第16条第4号中「前各号」を「前3号」に改めます。

次に、議案第53号、菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表は、110ページになります。

第6条及び第11条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第14条ただし書中「ただし」の次に「教育委員会が」を加える。

第15条第3項中「場合は、第5条、第7条、第8条第1項、第9条、第13条第2項及び第14条の規定」を「場合における第5条、第7条から第9条及び第13条第2項の規定の適用については、これらの規定（第8条第2項を除く。）」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条第4項及び第5項中「第5条」を「第5条第1項」に改めます。

続きまして、112ページの議案第54号に移ります。

菊池市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表は、114ページとなります。

第7条及び第12条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第16条第3項中「場合は、第6条、第8条、第9条第1項、第10条、第14条第2項及び第15条の規定」を「場合における第6条、第8条から第10条まで及び第14条第2項の規定の適用については、これらの規定（第9条第2項

を除く。)」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条第4項及び第5項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

次に、議案第55号、菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表の118ページをお願いします。

第7条及び第12条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第16条第2項中「開場」を「開園」に改め、同条第3項中「場合は、第6条、第8条、第9条第1項、第10条、第14条第2項及び第15条の規定」を「場合における第6条、第8条から第10条まで及び第14条第2項の規定の適用については、これらの規定(第9条第2項を除く。)」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条第4項及び第5項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

別表中「第11条」の次に「、第18条」を加えるとしております。

続いて、議案第56号、菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表は122ページになります。

第5条及び第11条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改めるとしております。

次に、議案第57号、菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表の125ページをお願いします。

第5条及び第10条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改めるとしております。

次に、議案第58号、菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表は128ページになります。

第1条中「学校施設を、学校教育に支障のない範囲で市民の」を「、学校施設を学校教育に支障のない範囲で市民」に改め、「する。」の次に「の」を加える。

第6条第2項中「00分」を削る。

第8条中「前条」を「前条第1項」に改めるとしております。

続きまして、議案第59号、菊池市旭志B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表の131ページをお願いします。

第5条及び第10条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項中「第7条」を「第7条第1項又は第2項」に改める。

最後になります。議案第60号、菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について。

新旧対照表は、134ページになります。

第5条及び第10条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改めるとしております。

以上で、社会体育課からの説明を終わります。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 それでは、採決することにいたします。

議案第47号から議案第60号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第47号から議案第60号は、原案のとおり可決することに決定いたします。

では、続きまして、議案第61号を議題とし、事務局から説明をお願いします。
長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 失礼いたします。議案第61号の菊池市いじめ防止基本方針の改定についてでございます。

提案の理由といたしましては、令和2年11月24日に熊本県いじめ防止基本方針の改定がありました。それに伴い、菊池市のいじめ防止基本方針を改訂する必要があるというところで提案をさせていただきます。

資料については、136ページからになります。

細かな訂正がたくさんありますので、県が変わったところ、大きな変更、改定のポイントだけを説明させていただきます。

まず、140ページです。

140ページの下のところ、改定前は「けんかは除かれる」と、いじめについて「けんかは除かれるが」という文言がございましたが、今回の改定で、けんかやふざけ合いであっても、いじめの対象とするというところがございましたので、菊池市もそれに伴い変更したいと思います。

それと、144ページになります。

(4)のいじめの解消を、新たに追加させていただきました。

いじめがこういった形で解消しているのかという基準がここに書かれていません。

いじめが解消している状態とは、「少なくとも3か月を目安とする」とあります。ただし、「この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする」という文言も書いてあります。目安として3か月というところです。

また、被害児童生徒及びその保護者に対して心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認するというところがありますので、いじめの解消について、そこを追加させていただいております。

146ページを御覧ください。

146ページに、いじめ防止等のための取組というところで、教職員の一人一人の言動、言語環境の整備に努めることで、いじめの指導につなげるということも新たにありましたので、追加させていただきました。

訂正のポイントは以上になります。

音光寺教育長 では、今の説明について、質問、御意見等はありませんでしょうか。
どうぞ。

渡邊委員 すいません、確認なんですけれども、熊本県のいじめ防止基本方針が改定になったのが令和2年11月24日。今回、菊池市の改定が今年の10月21日となっているんですけども、県が改定したらすぐやるのか、それまでにいろんな形のものを経過してここまで来るのかというのがちょっと分からないので、この期間がどうなっているのか教えていただければ。

音光寺教育長 長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 本来ならば、昨年11月の改定に合わせて、すぐにも菊池市の基本方針を改定してお示しをしなければならなかったところですが、ちょっと時間が空いてしましまして、先日、市内の校長会で改定のポイントをお話をさせていただいて、この教育委員会議にかけさせていただいたところになります。

この後、いじめ防止のさらなる取組の充実を図るように、教育委員会とともに学校に通知を下ろしまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

音光寺教育長 よろしいですか。

渡邊委員 改定があったら、なるべく早いほうがいいんじゃないかと思います。よろしくお願ひします。

音光寺教育長 ほかにはありませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、採決をしたいと思います。

議案第61号は、原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたします。

続きまして、報告案件のほうに移りたいと思います。

報告第26号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局よりお願いいたします。

長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 失礼いたします。それでは、報告をいたします。お手元の報告案件資料を御覧ください。

1ページを御覧ください。

1段目のグラフでございますが、市内の不登校児童・生徒の経年推移になっております。

平成29年度から増加傾向にあり、9月末時点での不登校児童・生徒数は70名となっております。

2段目のグラフでございますが、30日以上欠席をしている不登校の児童生徒は、1か月間で小学生が18名から26名、それと、中学生が38名から44名と増加をしております。

3段目のグラフでも言えることですが、このひと月で14名増加し、急増しているというところで、特に小学校の増加が目立っております。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

1段目のグラフは、10日以上30日未満欠席をしている不登校傾向の児童生徒数です。

9月末現在で、小学生が12名、中学生が29名、合計41名の数値です。

2段目、3段目は、不登校の70名と不登校傾向の41名をそれぞれ学年別に表したものです。

3ページには、不登校と不登校傾向の111名を合わせて学年別に見ております。

中学生は依然として多いという状況ですが、小学校の4年生、5年生、6年生が増加傾向にあります。

また、小学校26名の不登校のうち、前年度も不登校だった児童は12名。

中学生が44名の不登校のうち、前の年も不登校だった生徒が33名となっております。

資料には載せておりませんが、小学校の不登校と不登校傾向の子供が38名おありまして、そのうち29名、約76%がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図っております。中学校でございますが、中学校は不登校と不登校傾向73名のうち、23名しかつながっておりません。約43%ですね。中学校の連携が低いという結果が出ておりますので、先日行われました市内校長会議では、専門家との連携を図ることで、そのアセスメントをいただいて、しっかり勉強して不登校の解消に努めてくださいと強くお願いをしたところでござ

います。

いじめの報告にまいます。9月のいじめの報告ですが、小学校が新規で1件、中学校はいじめなしの報告を受けております。

小学校の新規のいじめについてですが、夏休み前に、特別支援学級に所属する小学校6年生の女の子が、交流学級の男の子から上靴を投げられたことをきっかけに登校を渋るという事案が起きております。現在、クラスで話し合いを重ねて、家庭訪問やクラスメートとの交換日記などの取組を行っている状況でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

適応指導教室の利用状況です。現在11名の児童生徒が申請をしております。

それぞれの適応指導教室の相談件数と相談内容を載せております。四つの適応指導教室の9月の相談件数は、115件となっております。

相談の内訳ですが、学習、それと生活習慣についての相談が多いです。

9月は、適応指導教室に通う児童生徒、保護者に対して、学習指導を行ったり、適応指導教室に通い、その後学校へ登校を促したり、児童生徒の個別の対応を行っております。

また、指導員が中学校を訪問して、情報交換をするなどを行っております。

本日ですが、菊池教室での指導員のほうが芋の収穫祭を行いました。菊池教室と七城教室に通う3名の児童・生徒がカライモと里芋を掘って、楽しく活動することができました。お知らせですが、また干し柿をするということで、今度、吊るし柿が菊池教室に並ぶということを聞いております。

続きまして、6ページから8ページにかけてですが、心の教室相談の状況を載せております。

9月の相談状況は、160件となっております。

相談の内容についてですが、不登校生徒の母親の教育相談を行ったり、休みが続く生徒の家庭訪問を行ったり、適応指導教室相談員と指導員と協力しながら登校を促したり、生徒の心の居場所としての相談体制を取っていただいています。

菊之池小学校の相談件数ですが、22件で、不登校児童の教育相談が主な活動内容でございました。

3段目のグラフですが、菊池市のスクールソーシャルワーカーの相談件数となります。

9月は39件の相談で、主に5名の児童生徒の支援を行っております。学校を訪問したり、電話による情報提供、情報共有を行っております。

9ページ、最後のページになります。

学校支援コーディネーターの相談対応件数は、30件です。

適応指導教室相談員、子育て支援課、SSWと連絡調整を行い情報を共有しており、9月も不登校に関する相談を中心に関わっております。

報告は以上となります。

音光寺教育長 何か質問等ありますでしょうか。

生田委員、どうぞ。

生田委員 3ページに、先ほど、不登校、不登校傾向の関係機関との連携が、中学校が非常に低いという御説明をいただきました。連携が非常に重要だと思っておるんですけども、連携が低くなっている原因は何か分かりますでしょうか。

音光寺教育長 長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 まずは、原因の一つとして考えられるのが、定期的に登校対策の校内の会議がそれぞれで開かれておりますけども、そこできちんと欠席日数が把握できていない状況にある学校もあるかなと考えられます。

まず、担任の先生、学年を通して、気になる児童生徒については、定期的に行われている不登校対策会議のところで欠席日数を把握して、管理職がまず把握をした上で、それぞれの専門家や医療機関等につなげていくというところをもう一度やってくださいということで話をさせていただいたところです。

毎月、定例報告で欠席の児童生徒が上がってくるんですけど、前の月に上がってこなかった生徒が、不登校傾向を通り過ぎて急に不登校といった報告が上がってこないように、しっかり管理職が把握をするようお願いをしています。そういったところが考えられるのかなと、先月を見て思いました。

音光寺教育長 よろしいですか。

生田委員 毎月不登校対策会議が開かれているという御説明でしたけども、毎月あるからこそ、何かマンネリ化という失礼ですけど、それに流されてしまって、あまり危機感がないとか、緊張感が薄れてきているようなことも考えられます。今、徹底をお願いしてあるという話でしたので、そこらあたり、改めて、何のためにやっておられるのか。この委員会での報告もそうなんですけど、毎月毎月、当たり前のように報告いただくんで流してしまいがちなんですけど、やはり大事だから報告いただいている、大事だから不登校対策会議を開かれていると思いますので、そこらあたりは、初心に帰ってという失礼ですけども、しっかり押さえていただきたいというふうに思います。

音光寺教育長 森職務代理、どうぞ。

森教育長職務代理者 すいません。私も生田委員と同じように、毎年増えているなということ非常に心配しています。学校もしっかりやられていると思うし、特に担任とか関係の先生方は頑張っておられると思いますが、少しでも増えないように願っています。

一つ質問ですが、5ページの泗水教室の相談件数で、ほかの学校は学習・進路とかが多かったんですけど、ここだけ今回、教師との関係というのが大きかったの

で、これは何かあったのかなと思ったところです。すいません。

音光寺教育長 長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 泗水教室には他校の生徒が通っておりまして、小学校時代から、子供との人間関係、それと中学校になってから先生との人間関係で、先生に対して抵抗を持っている生徒がいて、その生徒が、今、泗水教室のほうに通っています。泗水教室の指導員が間に入って、該当校の校長先生やその学年の該当する先生と間に入っていろいろ話をつないでいただいているというところです。ここでの相談については、先生に対する思いを学校のほうにお伝えをするというところで、指導員が間に入られた経緯があり、相談件数が多いというところになります。前期の終了する日に、先生と子供がしっかり話をすることができて、今、改善傾向にあります。そういった形で、先生とのトラブルということであっております。

音光寺教育長 ほかにありませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、続きまして、報告第27号、令和3年度「全国学力・学習状況調査」結果分析及び考察についての御説明を事務局よりお願いいたします。

木村指導主事。

木村学校教育課指導主事 失礼します。私のほうから、今年度の全国学力・学習状況調査の結果分析及び考察について報告をさせていただきます。

資料は10ページからになります。

この調査につきましては、今年5月27日に、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されています。教科は、国語と算数、数学になります。

小学校6年生と中学校3年生の実施となりますので、これが学力の全てとは言えませんが、出題内容は全学年にわたっておりますので、特徴をつかんで今後の各学校の指導方針の参考になっていくものと考えているところです。

お渡ししております資料のほうは30ページ近くになるものとなっておりますので、本日はおおまかな結果概要について、小中それぞれの特徴について報告をさせていただきたいと思っております。

まずは、12ページを御覧ください。

今回の全体の数値結果と概要になります。

小学校は、国語と算数ともに全国をやや下回っております。

中学校は、国語については全国をやや下回るという状況でしたが、数学については、全国を下回っているという状況になっております。

領域や観点別に見ますと、全国を上回るようなところもありましたが、また迫るようなところもありました。やはり課題も大きく、解決に向けて取り組んでい

く必要があります。

13ページのほうは、質問紙調査の結果の概要になります。

こちら質問項目が70近くと大変多くなっておりまして、概要としてまとめております。

児童生徒の質問紙調査の結果をみますと、小学校、中学校に共通する望ましい点としまして、基本的な生活習慣に関すること。また、ICT機器の活用状況について、全国に比べて望ましい状況が見られました。

また、小学校では、地域行事またはボランティア活動への参加、中学校では、学校を楽しみにしていると回答した生徒が、全国に比べて多いことが分かりました。

課題につきましては、後ほど御紹介したいと思います。

また、教師が回答します学校質問紙調査につきましては、小中ともに学校総体としての実践的研修の実施、また授業改善に関する取組について各学校でしっかり取り組んでいることが分かりました。

課題としまして、小学校、中学校で共通することとしまして、学習規律の維持を徹底すること、また、評価規準や評価方法に関する事項について課題が見られたところでした。

14ページを御覧ください。

この全国学力・学習状況調査の公表が8月31日となっておりますので、翌日の熊日新聞に掲載されましたICT活用頻度に関する新聞記事に関連する質問紙調査の結果を載せております。

質問内容の、ICT機器を活用した授業をどの程度行いましたかという質問に対して、ほぼ毎日と回答した小中学校はともに100%となっております。各学校が高い意識を持ってICT機器を活用されているのが分かったところでした。

次に、小学校の学力に関する特徴について説明させていただきます。

資料は15ページからになりますが、17ページを御覧ください。

17ページから19ページにかけては、小学校の国語と算数それぞれの問題の中で、県と比較して最もマイナスで開きのあった問題を並べております。

国語につきましては読むことに関する内容で、文章全体の構成を捉え、内容の中心となる事項を把握するという問題でした。

算数につきましては、図形に関する領域で、二等辺三角形を組み合わせた平行四辺形の面積の求め方と答えを書くというような問題でした。

19ページの下の方には、各学校において最も課題となった、一番県と比較して開きのあった問題を掲載しているところです。

続きまして、中学校の学力に関する特徴になります。

中学校に関しては20ページから載せておりますが、22ページを御覧いただいでよろしいでしょうか。

22ページと23ページは、小学校と同じように、国語と数学それぞれの問題の中で一番県と比較して開きがあった問題を並べているところです。

国語につきましては、書くことに関する内容で、伝えたい事項が相手に効果的

に伝わるように書くことができるかどうかを見るという問題でした。

数学につきましては、数と式に関する領域で、具体的な場面で方程式をつくることを見る問題でした。

24ページには、学校ごとの課題となった問題を掲載しているところです。

いずれにしましても、大変基本的な問題となって、やはり基礎、基本の定着に課題があることが分かっております。今後、基礎、基本の確実な定着を図っていく必要があると感じているところです。

25ページからは、児童生徒の質問紙調査について課題となった事項について掲載をしているところです。

まず25ページです。家庭学習量についてということで載せております。

全国と比較しても、「2時間以上勉強をする」と、「2時間以上学習する」の、十分に学習時間を確保できている児童生徒の割合というのが、全国または県と比較して、やはり低くなっております。

小学校のほうで、全くしないとか30分より少ないという児童は、減少傾向にはあります。やはり一定の学習量というところで課題が見られております。

続きまして、26ページです。

夢や目標意識についてということで、将来の夢や目標を持っていますかという質問に対して、特に中学校のほうで、はっきりと夢や目標があると回答している生徒が、全国または県と比較しても少ないということが分かっております。やはり夢を育む教育を展開していく必要があると思っております。

27ページが、自尊感情に関するものになります。

自分には、よいところがあると思えますかという質問に対して、小学校、中学校とも、特に中学校のほうで、県と全国と比較しても課題があると言えます。

この自尊感情が児童生徒の行動、活動の原動力となっていきますので、やはりこういったところは大切に育てていく必要があるかなと思っております。

27ページの下の方に、クロス集計もありますが、やはり自分によいところがあると回答した生徒ほど、学力のほうも高く出ております。

続きまして、28ページになります。

課題と申しますか、やはり私たちが意識していかないといけないところということで載せております。

言語環境について、これは今年度から調査項目として追加されたものなんですけど、あなたは、家でどのくらい日本語を話しますかというような質問が今年度から追加されております。

小学校のほうで、全く話さない、時々話すというような回答した児童もおりますので、こういったところはしっかりこちらのほうでも配慮をしていく必要があると感じております。

一定量、家庭で日常生活、日常的に日本を話していない児童生徒がいるというところで、日常会話ができておりましたが、学年相当の学習言語能力が不足している場合があります。学習活動への参加に支障が生じているような児童生徒がいると思っておりますので、実態把握と日本語指導の充実を図る必要があるかなと思っ

ております。

29ページが、学習の意義・価値、学ぶ意味についてというところでまとめております。

国語の勉強は大切だと思いますか、また、算数の勉強は大切だと思いますかといった質問に対して、こういったところも小学校、中学校ともに課題といえます。学ぶ意味について、やはり育てていく必要があるかなと思っております。

30ページからは、教師のほうの回答する学校質問紙調査の結果となっております。

特に児童生徒の質問紙調査の結果で課題だったところ、指導はどうだったのかなというところで、ピックアップして掲載しているところです。また、後ほど御覧いただければと思います。

34ページが、主体的・対話的で深い学びの視点からと新学習指導要領に沿った授業ができているかといったところを見る問題となっております。

35ページが、GIGAスクール構想にも絡んでおりますICT活用の状況を見る調査となっております。こちらも後ほど御覧ください。

36ページからは、今後の具体的な学力向上の方策として、菊池市の取組を8点掲載しております。

まず一つ目が、これは各学校にお願いをしているところなのですが、各学校で分析をしっかりしてほしいというところをお願いをしているところです。学校それぞれで課題が全く違いますので、多面的に分析をしていただくようお願いをしているところです。

二つ目に、授業改善の取組の充実をということで、特に「熊本の学び」授業実践の七つのチェックリストというものがありますので、その視点に沿って授業改善の取組をしていただくようお願いをしているところです。

三つ目に、基礎、基本の確実な定着を目指した朝活動等での基礎学力の向上の取組ということでお願いをしているところです。

四つ目に、家庭学習方法の見直しということで、特に全く勉強しないという未実施児童・生徒の指導の充実を図っていただくようお願いをしているところです。

五つ目に、個に応じた指導ということで、1人1台端末、タブレットの積極的な活用ということでお願いをしているところです。ほとんどの学校で持ち帰りのほうもしておりますので、特に中学校のほうは、eライブラリというソフト、アプリが入っております、一人一人の学習状況、学習課題に応じた復習問題というのが自動的に構成されるようなAI機能がついております。例えば、中学校1年生、また、中学校2年生でつまづいている内容をずっとたどって行って、小学校1年生までたどって問題を構成できるような機能もついておりますので、ぜひ活用をということで各学校にお願いをしているところです。

六つ目に、キャリア教育のさらなる充実ということで、特にキャリアパスポートを十分に生かしながらということでお願いをしています。

七つ目に、自尊感情の育成ということで、全ての行動、活動の原動力になりま

すので、こういったところも力を入れていただけるようお願いをしているところ
です。

最後になります。結果の小学校、中学校の共通理解です。小中連携のところを
強くお願いしているところです。

今度、11月5日に研究主任会も予定されておりますので、校区ごとに集まっ
て、小中学校で情報交換、連携をしていただく時間も設定をしているところです。

全国学力・学習状況調査の結果としては以上になります。

先日ありました校長会または教頭会でも、しっかり各学校で取り組んでいただ
くようお願いをしたところでした。

次回、このような数値的な結果が見られるのが、11月末から12月の頭にか
けて実施されます県の学力調査、それと併せて菊池市学力調査のほうも行う予定
としております。この調査は、小学校1年生から6年生まで、中学校は1年生か
ら2年生までが実施対象となっておりますので、より学力の状況が把握できるか
なと思っております。

今後も様々な取組を委員会としても各学校に提案しながら、基礎学力の向上に
努めていきたいと思っているところです。

以上で報告を終わります。

音光寺教育長 何か質問等ありますか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。

御起立をお願いします。

お疲れさまでした。

— 了 —